

「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づく依頼により信託銀行にファンドの 監査報告書等を直接送付する場合における覚書の文例

平成25年9月4日
日本公認会計士協会

1. はじめに

投資顧問会社と投資一任契約を結んだ年金基金に関する年金資産の消失事案によって明らかとなった諸問題に対し、「金融実務を踏まえた実効性ある資産運用に係る規制の見直しを行う」ものとして、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下「金商業等府令」という。)等が改正され、平成24年12月13日付けで公布された(注1)。

金商業等府令では、運用資産に対する第三者のチェック機能の強化を図るため、投資一任業者が年金基金等からの受託資産にファンド(注2)を組み込む場合、『国内信託銀行(信託会社を含む。)がファンドの「真正な監査報告書等」の提供を受けるために必要な措置』を講じることが義務付けられ、平成25年7月1日から施行されている(注3)。

これを受けて、ファンドの監査人は、監査人から信託銀行へ監査報告書等(注4)を直接送付するよう、監査契約の締結先である投資一任業者等から依頼されることがあると考えられる(注5)。また、信託銀行へ監査報告書等を直接送付する場合、当該直接送付は府令に基づく措置の一環ではあるが、監査契約の締結先とは異なる相手先に送付することになるため、リスク管理の観点から当該信託銀行と監査人との間で覚書を締結しておくことが考えられる。

このため、当協会では、ファンドの監査人が覚書を締結する場合の実務の参考に資するよう、その文例を研究報告として示すこととした。

なお、本研究報告は、日本公認会計士協会会則第41条に定める会員が遵守すべき基準等に該当するものではない。したがって、実務を拘束するものではなく、覚書の締結を要請するものでもない。

(注1) 改正の具体的な内容については、金融庁ウェブサイトを参照

<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121213-2.html> (「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対するパブリックコメントの結果等について)

(注2) 金商業等府令において「ファンド」という語の直接的な定義はないが、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部改正の概要」(注1参照)においてファンドという語が使用されていることから、本研究報告においては、投資対象としてのいわゆる「ファンド」のうち、当該府令の対象となるものを指す意味で「ファンド」という語を使用している。

(注3) 国内で公募されているファンド等については適用除外とされている。

(注4) 金商業等府令第130条第6項参照

(注5) 金商業等府令に掲げられている措置は、信託銀行への監査報告書等の直接送付のみに限定されていないことに留意する(金商業等府令第130条第1項第15号八参照)。

2. 文例

真正な監査報告書等の送付に関する覚書

信託銀行株式会社（以下「甲」という。）及び××××監査法人（以下「乙」という。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第130条第1項第十五号八(1)に基づく監査報告書等の送付及び受領に関し、以下のとおり合意する。

第1条（監査報告書等の送付）

乙は、乙が投資信託等の監査契約を締結している投資信託委託会社等であって、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第十五号八(1)に基づく監査報告書等の送付について乙と合意している投資信託委託会社等（以下「依頼会社」という。）から依頼（以下「送付依頼」という。）があった場合、当該送付依頼によって指定された投資信託等の財務諸表（以下「財務諸表」という。）及び財務諸表に対して乙が発行した監査報告書（以下、併せて「監査報告書等」という。）を、甲に送付（以下「監査報告書等の送付」という。）する。

2. 乙は、乙及び依頼会社間の契約に基づき、所定の要件を満たした送付依頼を依頼会社から受領した場合には、監査報告書等の送付を行う。

[3. 監査報告書等の送付の方法、宛先、並びに甲が監査報告書等の受領を依頼会社及び乙に通知する方法その他の監査報告書等の送付及び受領に係る手続は、甲乙間で別途協議して定めるものとする。

1]

[1 手続について、適宜、信託銀行との協議内容に応じた記載を行う。]

第2条（監査報告書等の使用及び開示等）

甲は、監査の対象となった財務諸表の作成責任は、依頼会社の経営者にあることを理解した上で、乙から送付を受けた監査報告書等を、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）第22条第9項又は信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）第40条第9項に定める照合並びにその結果の通知のために使用する。

2. 甲は、乙から送付を受けた監査報告書等を、事前の書面（電子メールを含む。）による乙の承諾なく、他の第三者に開示又は配布してはならない。乙の承諾を得て他の第三者に開示又は配布する場合には、財務諸表及び財務諸表に対して乙が発行した監査報告書を一体として利用する。

3. 甲は、前項に関わらず、信託銀行株式会社[2]、監督官庁並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第22条第9項又は信託業法施行規則第40条第9項に掲げる権利者に対して、第1項に掲げる照合の結果を通知することができる。

[2 親信託等を想定している。また、原信託先が複数行想定される場合には「監査報告書等の対象となる投資信託等を含む信託財産につき甲と再信託契約又は共同受託契約を締結する者」とする。]

4. 本覚書に記載された事項を除き、本覚書の締結又は乙による監査報告書等の送付によって、甲は、追加的な権利を取得せず、また、乙は、追加的な義務及び責任を負わない。なお、甲による本覚書違反により、乙に損害が生じた場合、甲はその損害を賠償するものとする。

第3条（有効期間）

本覚書の有効期間は、締結の日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がない限り、同一条件でさらに1年継続するものとし、その後も、同様とする。

2. 第2条及び第4条の定め効力は、本覚書の有効期間終了後もなお存続するものとする。

第4条（準拠法及び裁判管轄）

本覚書は、日本国法を準拠法とし、本覚書に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第5条（協議）

本覚書に規定されていない事項、又は本覚書の解釈に関して生じた疑義については、甲乙双方で誠意をもって協議の上決定する。

この合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 〒 -
東京都 区 ×丁目×番×号
信託銀行株式会社
代表取締役

乙 〒 -
東京都 区 ×丁目×番×号
××××監査法人
代表社員

以 上